

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条
ならびに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2024年7月1日

東北電力株式会社

東北自然エネルギー株式会社

2024年7月1日

各位

東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

東北自然エネルギー株式会社
取締役社長 下鳥 順文

吸収分割に係る事後開示事項

東北電力株式会社（以下、「分割会社」といいます。）および東北自然エネルギー株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2024年4月8日付吸収分割契約書（以下、「本件契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、分割会社の地熱発電事業（以下、「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に係る事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
本件分割は、2024年7月1日に効力を生じました。
2. 分割会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1）反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）
本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - （2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - （3）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
分割会社において、新株予約権者はおりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

本件分割においては、承継する負債につき分割会社が併存的債務引受を行うため、会社法第 789 条第 1 項に規定する異議申述可能な債権者はおりませんので、該当事項はありません。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続きについて（会社法第 796 条の 2）

承継会社の株主は分割会社のみであり、承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はおりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本件分割は、会社法第 796 条第 1 項に定める略式吸収分割であり、承継会社の株主は承継会社の特別支配会社である分割会社 1 社のみであるため、反対株主の株式買取請求手続きは行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、2024 年 4 月 23 日付で会社法第 799 条第 2 項および第 3 項に定める公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりません。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件契約に基づき、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継しました。承継会社が分割会社から承継した資産および負債の額（いずれも概算値）は、それぞれ 85 億円および 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件分割にかかる分割会社および承継会社の変更登記は、いずれも 2024 年 7 月 9 日に申請を予定しております。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上